

第3章—会員

第4条 会員とは本会議所の目的を賛同する自然人及び法人で理事会にて会員として入会を承認されたもの。

単項：本会議所によってなされた債務の責任は、その単独又は間接たるを問わず会員はその責任を負わない。

第5条 会員は以下の種類とする。

(イ) 正会員：ブラジルにおいて経済活動に従事又は会議所の目的を援助する。日本資本の参加している伯国法人、日系の伯国法人及び日本の法人で、本会議所への加入を認められたものをいう。

(ロ) 賛助会員：本会議所の目的に賛同して賛助会員たることを希望するもので、理事会にてその加入を承認された法人又は自然人をいう。

(ハ) 名誉 会員：理事会により推薦されたものをいう。

第4章—入会、退会及び除会

第6条 正会員又は賛助会員として入会を希望するものは、所定の申込書に推薦する2名の連署を付して当会議所に提出しなければならない。

第7条 正会員又は賛助会員として入会を希望するものは、理事会の承認と入会金及び会費の払い込みの行われた時点で、正会員又は賛助会員としての資格を得ることができる。

第8条 会員が法人の場合は、入会の時及びその代表者交替の都度次の氏名を届け出るものとする。

(イ) 法人代表者氏名

(ロ) 本会議所に対する法人の代表者氏名

第9条 正会員又は賛助会員で6ヶ月会費を滞納したもの又は本会議所所定の資格を喪失したものは、理事会の決議により除名することができる。

第10条 名誉会員は入会金及び会費を免除される、又賛助会員及び名誉会員は総会における投票権を持たない。

第11条 会員が退会を希望する場合は文書により届け出る。但し既納の会費は会員に返還されない。

第12条 会員はすべて本会議所備付けの会員名簿に登録される。又本会議所によってなされた債務の責任は、その単独、間接又は連帯たるを問わず会員はその責任を負わない。

第13条 会員は以下の場合理事会の決議により除名することができる。

(イ) 定款に違反し除名される正当な理由がある場合。

(ロ) 重大な誤りの根拠が証明され決議される場合。

第 14 条 会員が定款又は規則の条項に違反し、又は本会議所の名誉を毀損する、或いはその規則を妨害する行為を犯す場合、次の処罰を受ける：理事会の決議により忠告、会員の一時停止又は除名。

第 5 章—会員の権利と義務

第 15 条 会員は、下記の権利を有す。

- (イ) 本会議所より情報、資料、及び刊行物の配布を受ける。
- (ロ) 本会議所の主催する講演会、懇談会、講習会、工場見学、産業視察、その他の行事に参加する。
- (ハ) 本会議所の施設を利用する。
- (ニ) 前 3 項以外に本会議所の諸行事より便益をうける。
- (ホ) 本会議所の定款、内規、事業報告書、決算書類及び財産目録の検査のため閲覧を請求する。

第 16 条 会員は以下の義務を負う。

- (イ) 本会議所と交わした全ての義務を完全に遂行し、事前に定められた会費を期限内に支払うこと。其の支払が 6 ヶ月或いはそれ以上滞納する場合、会員資格を失う。
- (ロ) 本会議所の目的を達成するため、定款と規則の条項を遵守しその運営に協力する。
- (ハ) 本会議所から退会を希望する場合、退会申請書を提出して誓約から免除される。
- (ニ) 本会議所の定款及び規則を尊重し、同会議所の決議を実行しまた履行する。
- (ホ) 定期総会で決められた会費を理事会で定めた期限内に支払う。
- (ヘ) 本会議所の名誉を保護する。